



代表質問

日本共産党高島市議団  
森脇 徹 議員

いちご農園訴訟と優良農地活用の市の責任について

問

事実解明のためには、刑事告訴しかないのではないか

答

そうしたことも視野に入れ対応しており、顧問弁護士と協議を継続しています

問

市長は市民から行政訴訟を受訴しているが、公判経過について何う。

答

市長  
去る1月19日に第2回弁論準備手続がオンラインで行われ、引き続きオンラインで継続される旨、訴訟代理人弁護士から報告を受けています。

問

区の地域計画策定にあたり、当該地を農地に転換できないかとの声が農業者からあるが、どう受け止めるのか。

答

市長  
当該土地所有者の方から相談があったという報告は届いていませんが、今後、当該地域の地域計画を策定する上で、重要なテーマだと思えますので、今後、担当部局等でお話を聞かせていただき、地域計画の策定に繋げていければと考えています。

問

相手方の準備書面の内容に対し、市は毅然と反論するの

答

市長  
準備書面は、あくまで口頭弁論に移行する前段階の論点整理であり、当然、その準備書面に対して原告側である市も準備書面を提出しています。

問

遅延金を含めた完全返還を貫くのか。あるいは、それ以外に展開の余地があるのか。

答

市長  
これまでから、市議会への

いちご農園不適切補助金問題では、市が原告で補助事業者を相手方とした訴訟と、住民が原告で高島市長を相手方とした訴訟2件の裁判が進行中である。

問 市が原告の裁判の進行状況はどうか。

答 市長

オンラインでの「書面による準備手続」が2回開かれ、準備書面の提出が行われているところですが。